

令和5年度 事業計画書

社会福祉法人 高松市社会福祉協議会

事業方針

現在、地域におきましては、人口減少社会や少子・超高齢社会の急速な進行、また未婚や晩婚化を背景に独居世帯や独居高齢者が増加する傾向にあり、住民相互のつながりの希薄化が進んでいます。新型コロナウイルス感染症についても、度重なる変異株の流行が、所得や雇用機会の減少、失業による生活困窮世帯の増加の要因となるなど長期に及ぶ影響を与えています。また昨今のエネルギー価格の上昇や物価の高騰などが、社会的弱者の日常生活をより一層困難なものとしています。

さらに高齢者だけでなく、若い世代においてもヤングケアラーの問題やDV・児童虐待などが顕在化し、幅広い世代で複合的な課題による「生きづらさ」を抱えた人が増えており、その対策が急務となっています。

これらの複雑化、複合化した課題を解決するため、本会は高松市と共に、地域住民の多様な相談を受け止め、各支援機関との連携を図りながら包括的な支援を行っていく「重層的支援体制整備事業」を、昨年4月から本格実施しております。

これに伴い本会は、行政をはじめ、地域住民、地区社会福祉協議会や地区民生委員児童委員等の福祉関係者、社会福祉法人や福祉団体と包括的なネットワークを構築していく中で、地域福祉を推進する中核的な組織として、その役割を積極的に果たしていくことが求められています。

私たちはこうした期待に応えるため、また本会の基本理念である…

みんなが助けあい 明るく安心して暮らしていける『やさしい心でつながる高松』

の実現に向け、これまで以上に、支援を必要とする地域住民の声なき声、小さな声を聞き洩らさない、取り残さないよう、以下の3つの視点を持ち、各事業に誠実に取り組みます。

- ・1つ目 業務の分担にとらわれず、本会各部署間、関係機関と横断的に連携を図りながら支援に取り組みます。
- ・2つ目 全職員が本会の基本理念を根本とし、日々意識することで、各人が地域住民の生活を支える一助となります。
- ・3つ目 社協職員としての自覚と誇りを持ち、地域福祉推進の役割を果たします。

重点項目

「第4期地域福祉活動計画」及び「第2期発展・強化計画」（令和3年度～令和5年度まで）に基づき、地域福祉活動を推進します。計画の最終年度である令和5年度は、次の重点項目を掲げ、地域福祉活動の推進を担う中核的組織として積極的に各種事業を実施します。

◆経営基盤の安定・強化

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う人々の行動変容や介護報酬改定の動向は、自主財源比率の高い本会の経営に大きな影響があります。厳しい社会情勢においても、将来を見据え、変化に対応できる職員の人財育成に積極的に取り組みます。

また、自主財源の増加や受託事業の積極的な受託により安定財源の確保を図るとともに、昨年度導入したデジタル技術の活用を推進し、業務の効率化を図るなど、経費削減にも取り組み経営の安定・強化を目指します。

◆介護保険関係サービスの拡充

介護保険収支健全化の取組により、令和3年度には収支差額1億2千万円を超え一定の成果がありました。令和4年度に入り新型コロナウイルス感染症の更なる拡大による減収や、訪問介護ヘルパーを始めとする福祉専門職の人材確保が難しいなど厳しい状況にあります。

こうした中、老朽化等による利用者の減少傾向を改善するため、香川ディサービスセンターを建て替え、令和6年度当初のサービス開始を目指します。また訪問介護事業など、中長期的な視点に立った介護保険サービス事業の在り方を検討し、持続可能な介護サービス事業の運営に取り組みます。

◆生活困窮者支援事業の充実・強化

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で生活困窮となった方への生活福祉資金特例貸付金の償還が始まりました。「自立相談支援センターたかまつ」では、返済が困難な借受人への相談支援や訪問等のアウトリーチによるプッシュ型支援、自立に向けた家計改善、就労支援等に取り組みます。また、引き続き、フードバンク等を通じて、ひとり親家庭などへ食料品などの支援を行うとともに、中学生の学習支援教室を拡充実施することにより、「貧困の連鎖」の防止に取り組みます。

◆重層的支援体制整備事業の推進

8050問題、ダブルケア、ひきこもりなど、子ども、障がい、高齢、生活困窮といった従来の分野別の支援体制では対応しきれない複雑化・複合化した事案に対して、本会のまるごと福祉相談員が地域へ出向き、早期に支援につなぐなど、既存の相談支援の取組を活かしつつ、多機関協働の包括的な支援体制づくりを進めてまいります。

また、それぞれの事業に必要な専門性を有する人材の確保・育成を進め、体制の強化を図っていきます。

◆権利擁護事業の充実

国の第二期成年後見制度利用促進計画において示された、本人の意思決定支援を重視した法人成年後見事業の実施や、地域、福祉、行政、司法などによる権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の連携強化に引き続き取り組むとともに、市民後見人の養成・支援を進めます。また、頼れる親族がいない方の死後事務や入院・入所時の支援などを行う「見守りあんしんサポート事業」の充実に積極的に取り組みます。



計画体系

1 住民参加の支え合う地域づくり

(1) 地域福祉活動の支援

(重点実施項目)・地区社会福祉協議会の活動支援

- ・地区社会福祉協議会と地域団体等との連携強化

ア	地区社会福祉協議会組織の活動基盤強化事業	P6
イ	地域福祉活動促進事業	P6
ウ	地区社協広報紙発行事業	P6
エ	ふれあい・いきいきサロン推進事業	P6
オ	離島生活支援事業	P6
カ	買物支援サービス事業	P7

(2) 地域での支え合い体制の充実

(重点実施項目)・多様な主体によるネットワークづくり

- ・地域での支え合い体制づくりの推進
- ・まるごと福祉相談員による多様な地域課題への対応

ア	小規模法人のネットワーク化による協働推進事業	
(ア)	協定福祉避難所体制整備支援事業	P7
(イ)	移動支援サービス事業	P7
イ	子育て世帯のお困りごと相談、学校用品リユース事業（あしたのドア）	
ウ	認知症家族支援事業	P7
エ	重層的支援体制整備事業	
(ア)	地域支え合い推進員設置事業	P8
(イ)	まるごと福祉相談員事業	P8
(ウ)	共助の基盤づくり事業（人材育成フォーラム・人材育成ワークショップ）	P9

2 地域福祉を推進する人づくり

(1) 福祉の担い手づくりと社会参加の促進

(重点実施項目)・福祉教育の推進

- ・ボランティア活動への支援
- ・福祉の専門的資格取得の支援

ア 福祉出前講座事業	P9
イ 福祉的職場体験事業	P10
ウ ボランティア活動の支援（ボランティア活動保険の普及）	P10
エ 災害時支援活動の促進 拡充	P10
オ 介護職員等養成研修	
(ア) 介護職員初任者養成研修	P10
(イ) 同行援護従業者養成研修	P11
(ウ) 全身性障害者移動支援従業者養成研修	P11

(2) 地域福祉の意識醸成と情報の発信

(重点実施項目)・地域福祉活動の意識啓発	
・多世代に向けた情報発信の充実	

ア 社会福祉大会の開催	P11
イ 広報紙の発行・ホームページの充実・SNSの活用、 動画による情報配信	P11

3 在宅生活を支える適切なサービスの提供

(1) 自立支援の推進

(重点実施項目)・自立相談支援体制の充実	
・権利擁護の推進	
・子育て世帯（世代）の支援	

ア 生活福祉資金貸付事業・臨時特例つなぎ資金貸付事業 拡充	P12
イ 生活困窮者自立相談支援事業	
(ア) 自立相談支援事業	P13
(イ) 住居確保給付金に係る相談事業	P13
(ウ) 家計改善支援事業	P13
(エ) 生活困窮世帯の子どもの学習支援事業 拡充	P13
ウ フードバンク・ものバンク事業	P13
エ たすけ合い金庫	P14
オ 子育てふれあいサロン・三世代交流事業	P14
カ 多胎妊娠支援事業	P14
キ 老人介護支援センター事業	P14
ク 権利擁護センター事業	
(ア) 日常生活自立支援事業	P14
(イ) 法人成年後見事業	P15
(ウ) 成年後見制度利用促進中核機関事業	P15
(エ) 市民後見人の養成研修・フォローアップ研修	P15
(オ) 見守りあんしんサポート事業（死後事務委任）	P16

(2) 福祉サービスの充実

(重点実施項目)・多様なサービスの提供

・介護保険事業等の推進

ア 心配ごと相談事業	P16
イ 香川おもいやりネットワーク事業への参画	P17
ウ 在宅福祉サービス事業	P17
エ 車いす貸与事業	P17
オ 身体障害者福祉センターコスモス園事業	P17
カ ひとり親家庭等日常生活支援事業	P18
キ 身体障害者訪問入浴事業	P18
ク 介護保険関連事業	
(ア) 指定居宅介護支援事業・指定介護予防支援事業	P18
(イ) 指定訪問介護事業	P19
(ウ) 指定介護予防訪問介護相当サービス事業・指定訪問型サービスA事業	P19
(エ) 指定通所介護事業 新規	P19
(オ) 指定介護予防通所介護相当サービス事業・指定通所型サービスA事業	P19
(カ) 指定訪問入浴介護事業	P20
(キ) 要介護認定調査事業	P20
(ク) 指定訪問看護事業・指定介護予防訪問看護事業 (医療保険含む)	P20
ケ 障害福祉サービス関連事業	
(ア) 指定居宅介護事業	P20
(イ) 指定重度訪問介護事業	P20
(ウ) 指定同行援護事業	P21
(エ) 指定移動支援事業	P21
(オ) 指定計画相談支援事業	P21

4 施設の管理運営及び支所活動の推進

P21

実施事業

1 住民参加の支え合う地域づくり

(1) 地域福祉活動の支援

ア 地区社会福祉協議会組織の活動基盤強化事業

地域福祉活動を強化・推進するため、地区社会福祉協議会に対して、活動費の一部助成を行い、自主的な福祉活動を促進します。

イ 地域福祉活動促進事業

福祉まつりや介護教室、料理教室、慰問活動、世代間交流など、地域福祉を向上することを目的として実施する活動を支援します。



ウ 地区社協広報紙発行事業

地域住民に対して身近な福祉に関する情報を提供し、地区社協活動への理解と協力を得ることを目的に、広報紙を発行する地区社会福祉協議会に対して支援します。

エ ふれあい・いきいきサロン推進事業



小地域におけるふれあい・交流活動を活発化させるとともに、地域で孤立しがちな高齢者や子育て中の親子などの交流の場や、仲間づくりを進めため、サロン活動を実施する地区社協を支援します。

オ 離島生活支援事業

離島（男木・女木）の高齢者及び障がい者に対して、買い物をする店舗や診療所等へ送迎する車両を提供することにより、買物支援や、自宅に閉じこもりがちな高齢者等の外出などの日常生活を支援します。

力 買い物支援サービス事業

公共交通機関が不便な山間部で自家用車等の移動手段もなく、日常の食料品や生活用品の買物に支障がある高齢者・障がい者に対して、本会が自宅と店舗間を自動車で送迎する買い物支援サービスを法人や地域の協力を図りながら実施します。



(2) 地域での支え合い体制の充実

ア 小規模法人のネットワーク化による協働推進事業

(ア) 協定福祉避難所体制整備支援事業 【新規】

災害発生時に高齢者や障がい者、乳幼児など特に配慮を要する方を滞在させる福祉避難所の開設について高松市と社会福祉法人等が協定を結んでいます。



災害時において福祉避難所が円滑に機能するよう、関係法人等で構成するネットワークを構築し、福祉避難所の役割や在り方などを整理・検討するなど、体制整備の支援を高松市と協働して行います。

(イ) 移動支援サービス事業

高齢者施設等を運営する社会福祉法人等で構成するネットワークを構築し、地域が主体となり、社会福祉法人が車両提供などで連携する移動支援事業の在り方を検討するとともに、事業の立ち上げを支援します。



イ 子育て世帯のお困りごと相談、学校用品リユース事業（あしたのドア）

保育園を運営する社会福祉法人などでネットワークを構築し、学用品等の回収・民間リユースに取り組むとともに、学用品等が購入できないなど、様々な悩みを抱えている困窮世帯を本会へ紹介いただき、相談支援につなげます。

ウ 認知症家族支援事業



認知症の人やその家族が安心して過ごすことができ、認知症や介護、福祉などについての情報共有や相談、参加者との交流ができる居場所として、たかまつひだまりカフェを開催します。

工 重層的支援体制整備事業

(ア) 地域支え合い推進員設置事業（生活支援コーディネーター）

地域における支え合いの体制づくりを広げるため、各地区に「生活支援コーディネーター」を配置し、地域福祉ネットワーク会議の設置・運営などを支援するとともに、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていきます。



(イ) まるごと福祉相談員事業

地域共生社会の実現に向けて、「まるごと福祉相談員」を市内全域に配置し、訪問などで困っている人を見つけ出し、困りごとを抱える人や世帯の相談支援を行うとともに関係機関と連携して支援のコーディネートを行います。



(ウ) 共助の基盤づくり事業（人材育成フォーラム・人材育成ワークショップ）



支援が必要な人を地域全体で支える共助の基盤構築に向けて、地域における「活動」及び「人」の情報発信を行うフォーラムやワークショップを開催し、地域を支えるボランティアの発掘・育成に取り組みます。

2 地域福祉を推進する人づくり

（1）福祉の担い手づくりと社会参加の促進

ア 福祉出前講座事業

地域を基盤とした福祉教育の推進・地域福祉活動の推進を目的として、社協職員が学校や地域、企業などに直接伺い、福祉・介護・サービス・防災など暮らしに身近な話題など、様々な生活課題に応じたテーマについて情報提供を行い、学びを共有します。



***** 講座内容の一例 *****

- 介護保険サービスについて
- 今は元気だけど知っておきたい福祉サービス！
- ちょっとしたコツで介護負担が軽くなる！
- 口腔ケアについて
- 認知症とは？
- 障がい者総合支援法について
- 生活福祉資金について
- 介護離職を防ぐために
- 自分でお金の管理ができなくなったら！
- 私だけは大丈夫（悪徳商法の被害にあわないために）
- 消費者トラブルはある日突然やってくる！
- 「成年後見制度」って？
- 終活セミナー（エンディングノートの活用）
- 災害発生時の対応など

イ 福祉的職場体験事業



福祉・介護を支える人材の育成と確保の観点から、社会福祉関係の資格取得に必要な現場実習の場の提供、中・高・大学生や専門学校生に対する福祉の職場体験による、社会福祉への理解や就業への動機づけを促進します。

ウ ボランティア活動の支援（ボランティア活動保険の普及）

ボランティア活動における万一の事故に備え、ボランティアが安心して活動できるよう、ボランティア活動保険への加入を促進します。

エ 災害時支援活動の促進（災害ボランティアセンター）【拡充】

災害ボランティア活動が、円滑かつ効果的に実施できるよう、災害ボランティアの受け入れ窓口である災害ボランティアセンターの運営について、高松市との協力体制を構築するとともに、地域や関係協力団体とのネットワーク化に努めます。

また、新たに、事業継続計画(BCP計画)等を見直すとともに、職員の防災に関する意識の向上を図るなど、災害時対応に即した組織体制整備の構築に努めます。



オ 介護職員等養成研修

(ア) 介護職員初任者養成研修



福祉や介護の未経験者や、また他業種からの転職を考えている方等、多様な人材の参入を促し、介護職員として働くうえで必要な知識と技術を習得することを目的に、介護現場に従事する訪問介護員（ホームヘルパー）等の養成を行います。

(イ) 同行援護従業者養成研修

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者（児）に対して、外出に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ及び食事等の介助、その他必要な援助を適切に行う同行援護従業者の養成を行います。



(ウ) 全身性障害者移動支援従業者養成研修



全身にわたる運動及び機能障がい、四肢幹機能障がいがあり、行動上著しい困難を有する全身性障がい者（児）に対して、外出に同行し、移動の援護、排せつ及び食事等の介助、その他必要な援助を適かつ効果的に行う全身性ガイドヘルパーの養成を行います。

（2）地域福祉の意識醸成と情報の発信

ア 社会福祉大会の開催

多年にわたり社会福祉に尽力された人々を顕彰するとともに、大会を通じて地域福祉に対する理解を一層深めるなど、福祉関係者の意識啓発を行うため、社会福祉大会を開催し、豊かな福祉文化の土壌づくりに努めます。



イ 広報紙の発行・ホームページの充実・SNSの活用、動画による情報配信

本会広報紙とホームページの充実による情報発信力の強化や、即時性を高めるためのSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）の活用、また事業・職場紹介や職員募集の動画を作成するなど、幅広い福祉情報の提供及び啓発普及活動に積極的に取り組みます。

3 在宅生活を支える適切なサービスの提供

(1) 自立支援の推進

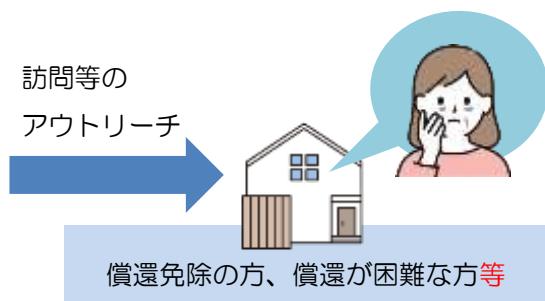
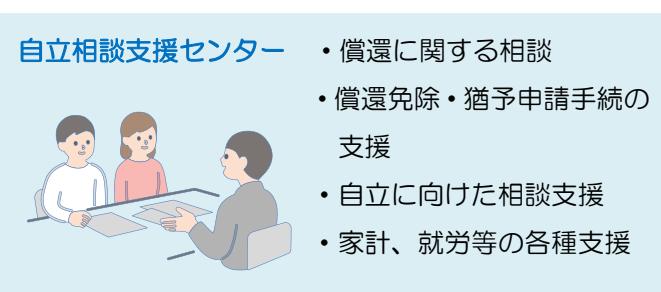
ア 生活福祉資金貸付事業・臨時特例つなぎ資金貸付事業 【拡充】

低所得者世帯・障がい者世帯、又は高齢者世帯等に対し、資金の貸付けと相談・支援を行うことにより、その世帯の経済的自立や生活意欲の助長促進、並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活が送れるよう生活福祉資金及び臨時特例つなぎ資金の受付、相談・支援を行います。

■貸付制度の種類

・失業し、生活に困っている。 ・再就職するまでの生活費を借りたい。 等	総合支援資金 失業等により収入が減少し、生計の維持ができなくなった世帯への貸付
・住居の環境を整えるため、住宅を改修したい。 ・福祉機器を購入したい。 ・引っ越しや葬儀の費用が足りない。 ・技能習得のために、一定期間収入がなくなる。 ・災害により、住居を失った。 等	福祉費 地域生活の維持や、よりよくするために一時的に必要な経費の貸付
・初任給までの生活費が必要。 ・医療費の支払いにより、生活費が不足した。 ・災害により避難し、手元に現金がない。 等	緊急小口資金 緊急的かつ一時的に世帯の生計が困難となる場合の貸付
・高校・大学等への就学費用を借りたい。 等	教育支援資金 高校・大学等への就学に必要な経費の貸付
・高齢者世帯に対して、継続して持家である自宅で生活したいが、生活費となる ・安定した収入が少ない。 等	不動産担保型生活資金 お住まいの居住用不動産を担保にした生活費の貸付

また、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う、緊急小口資金等の特例貸付に係る貸付金償還免除申請業務を引き続き行うとともに、令和5年1月から償還が開始されたことから、新たに、償還免除の承認を受けた方や償還が困難な方など、特に支援が必要と考えられる借受人の方にフォローアップ支援を行います。



イ 生活困窮者自立相談支援事業

(ア) 自立相談支援事業

生活困窮者自立支援法に基づき、「自立相談支援センターたかまつ」において、失業者・非正規雇用労働者や低所得世帯など第二のセーフティネットの対象となる生活困窮者の相談を行うとともに、支援プランの作成や情報提供のほか、各種支援機関の相談窓口への同行等の支援、無料職業紹介事業を行います。また、相談に訪れることができない個人や家族、特例貸付金の償還が困難な方などに対して、訪問等のアウトリーチによるプッシュ型支援を積極的に行います。



(イ) 住居確保給付金に係る相談事業

離職などにより住居を失った方、又は失うおそれの高い方には、就職に向けた活動等を条件に、一定期間、家主に対して、家賃相当額を支給します。また、生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。

(ウ) 家計改善支援事業

家計収支の均衡がとれていないなど、家計に課題を抱えている相談者に対して相談に応じるとともに、課題の解決に向けて、相談者自身が家計を管理できるよう支援します。

(エ) 生活困窮世帯の子どもの学習支援事業 【拡充】

生活困窮者自立支援法に基づき、いわゆる「貧困の連鎖」を防止するため、生活困窮世帯の子ども（中学生）を対象に、学習力の向上を図り、高校進学や将来の安定的な就労につなげる学習支援教室を行います。また、子ども等の生活習慣・育成環境の改善に関する助言や、教育及び就労（進路選択等）に関する相談に対する情報提供、助言、関係機関との連絡調整を行います。さらに、現在市内の6中学校校区において4教室を開催していますが、地域ニーズに対応して新たに1教室の開設に取り組みます。

ウ フードバンク・ものバンク事業



企業や団体、住民等からの寄付で集められた食料品や生活に必要な家電製品を集積し、必要に応じて、困窮世帯や福祉施設、子ども食堂、大学生等に提供します。また、子ども達の孤立化防止や生活支援のため、子育て世帯を対象にフードパンtriesを開催します。

工 たすけ合い金庫事業

低所得者の更生及び救済を目的に 1,000 万円（高松市 850 万円、本会 150 万円）を原資金として、各地区民生委員・児童委員協議会への委託・運営により、少額の生活費等の貸付けを行います。

オ 子育てふれあいサロン・三世代交流事業

通所介護（デイサービス）施設等を活用し、地域の高齢者と幼児とその親たちとの、ふれあいの場を提供します。また、福祉団体と連携した相談支援を行います。

カ 多胎妊娠産婦支援事業

孤立しやすく産前産後で育児などの負担が多い双子・三つ子などの多胎妊娠婦、多胎家庭を支援するため、サポーターを派遣し、食事の準備及び後片付け、洗濯、生活必需品の買物等の家事支援を行います。



キ 老人介護支援センター事業



本所及び塩江・香川・香南・国分寺支所において、在宅の高齢者とその家族等に対し、高松市地域包括支援センターの 24 時間対応窓口（ブランチ）として、各種の保険・福祉サービス（介護保険含む）を総合的に提供できるよう、関係行政機関、サービス実施機関及び居宅介護支援事業者等の連絡調整等を行います。

ク 権利擁護センター事業

(ア) 日常生活自立支援事業

認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者等で判断能力の不十分な方が、地域で安心して生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助や、日常的な金銭管理サービス等の支援を行います。



(イ) 法人成年後見事業

家庭裁判所の審判により、判断能力が不十分な方に代わって本人の財産や権利を守る成年後見人等を受任しています。尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護を重視した支援を行います。

けん り よう ご **相談無料**

権利擁護センター

**権利や財産を守る
しくみがあります。**

成年後見制度

利用できる
福祉サービスが
分からず
お金を
管理するのが
難しく
なってきた
母親が悪徳
商法にだま
された
障がいがある
子どもの
将来が心配

あなたや家族、お知り合いのこのような困りごとは
TEL 087-811-5250までご相談ください。

高松市社会福祉協議会

教えて！権利擁護センター

成年後見制度や日常生活自立支援事業をはじめ、権利擁護に関する制度を活用しながら、住み慣れた家や地域でのあなたらしい暮らしを支援するところです。

権利擁護センターって何をするところ？

どなたでも相談できます。困りごとが深刻になる前に早めに相談いただくことが大事です。

本人や家族しか相談できないの？

どんなサポートが受けられるの？

ご相談をお受けしたら、お話を聞きし、困りごとを整理し、解決方法を考え、各専門機関と連携して支援します。

相談はすべて無料です。
お気軽にご相談ください。

相談費用はかかるの？

社会福祉法人 高松市社会福祉協議会

権利擁護センター
TEL 087-811-5250
FAX 087-811-5256

〒760-0066 高松市福岡町二丁目24番10号
月～金曜日：8：30～17：15（祝日は除く）

※2019年1月より相談料を実質的負担率(年収)に基づき、相談料率カットワーク(料率削減)として算出に加えて専門費用を負担に立ちます。

MAP

(ウ) 成年後見制度利用促進中核機関事業

各地域において、現に権利擁護支援を必要としている方も含めた地域に暮らす全ての方が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に貢献できるようにするために、地域や福祉、行政、司法の多様な分野・主体が連携し、権利擁護の相談支援、権利擁護チームの形成支援、権利擁護チームの自立に向けて支援するしくみを強化します。

(エ) 市民後見人養成講座・フォローアップ研修

認知症高齢者や障がいのある人が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、社会全体による支えが必要です。同じ地域で暮らす住民同士としての強みを發揮し、本人の意思や生きかたを尊重する社会を創っていく主体となる市民後見人の活躍が期待されています。地域社会で社会貢献を目的として本人の権利擁護活動を行う市民後見人を養成し、後見人受任後の支援も行います。

(才) 見守りあんしんサポート事業（死後事務委任）

頼れる親族がいない人と判断能力があるうちに公正証書契約を結び、預託金により、葬儀・埋葬、家財処分、役所への届け出など死後事務を行います。また、毎月訪問を行い心身の状況を確認し、入退院時・入退所時の支援や日常の生活支援等を行うことで、地域で安心して暮らせるように支援します。

死後事務委任 + 見守りサービス



(2) 福祉サービスの充実

ア 心配ごと相談事業

地域の人々が抱える心配ごとや日常の困りごとに関する相談に応じ、問題解決に努めます。

- 総合相談（専門機関による総合相談所）
- 一般相談（相談員による相談所）
- 無料弁護士法律相談
- 暮らしの行政相談（行政相談員による相談所）
- 介護福祉相談（介護の専門職による相談所）

各種相談	一般相談	専門相談		
		弁護士法律相談	暮らしの行政相談	介護福祉相談
	10:00～12:00 予約優先 電話相談可能	13:00～16:00 完全予約制 (来所のみ)	10:00～15:00 予約不要 電話相談可能	10:00～12:00 予約不要 電話相談可能
	生活での困りごと に対してあらゆる 相談に応じます。	弁護士による法律 相談を行います。	行政の仕事などの 困りごと等につい て相談に応じま す。	介護の専門職が福 祉の仕組みや制度 等についての相談 に応じます。
本所	毎週月曜日	年6回	毎週木曜日	毎週水曜日
塩江支所	第2月曜日			
牟礼支所	第3金曜日	年2回		
庵治支所	第2火曜日			
香川支所	第3水曜日	年2回		
香南支所	第2水曜日			
国分寺支所	第1水曜日	年2回		

イ 香川おもいやりネットワーク事業への参画

県内の社会福祉法人施設や社会福祉協議会、民生委員児童委員を始め関係機関・団体が協働して、地域で孤立し、さまざまな「生活のしづらさ（失業・経済的困窮・けが・病気など）」を抱え支援を必要とする人をトータルで支え、地域のあらゆる福祉課題・生活課題に対応するために実施する「香川おもいやりネットワーク事業」に参画し実践します。



ウ 在宅福祉サービス事業

日常生活に困っている高齢者や障がい者、子育て中の世帯などの方に対して、経験豊富な「協力会員」が介護保険では対応しきれない家事、通院・外出支援のサービスを提供します。ちょっとした困りごとを抱える方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう支援します。

家事支援	通院・外出支援
経験豊富な協力会員が、日常生活に必要なサポートを行います。	おひとりでの外出が不安な方に、買物やお散歩、通院などに付き添います。
掃除、調理、洗濯、衣類の整理、買い物、見守り、話相手、薬の受取等	通院、外出の付添(※排泄の介助や体を支えての介助はできません。交通費は利用者負担となります。)

エ 車いす貸与事業



身体障がい者及び歩行困難者が、日常生活において介助・通院・旅行等の用途で一時的に外出する必要があるときや、学校等での車いす体験事業時等に車いすの貸出しを行います。

オ 身体障害者福祉センターコスモス園事業

身体障がい者に対して各種の相談に応じるとともに、日常生活訓練、社会適応訓練等の事業を行い身体障がい者の福祉の増進を図ります。





カ ひとり親家庭等日常生活支援事業

ひとり親家庭等が、修学（資格取得）等のための自立活動や疾病・出張などで一時的な生活援助を必要とする場合に、家庭生活支援員を派遣し、家事や食事の準備等、ひとり親家庭等の生活の安定を支援します。

キ 身体障害者訪問入浴事業



寝たきりの身体障がい者の家庭に入浴車を派遣し、入浴サービスを行います。

ク 介護保険関連事業

(ア) 指定居宅介護支援事業・指定介護予防支援事業

要介護（要支援）状態となっても、可能な限り自宅で自立した日常生活を営むことができるよう、介護支援専門員（ケアマネジャー）が利用者との話し合いのもとに、適切な介護サービス等を総合的に提供するための居宅サービス計画（ケアプラン）を作成します。



(イ) 指定訪問介護事業



訪問介護員（ホームヘルパー）が要介護者の自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の身体介護や調理・洗濯・清掃等の生活援助を行います。

(ウ) 指定介護予防訪問介護相当サービス事業・指定訪問型サービスA事業



要支援状態の維持・改善を図り、又は要介護状態になることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、ホームヘルパー等が利用者の自宅を訪問し、家事等の生活援助を行います。

(エ) 指定通所介護事業 【新規】

本所、香川、香南、国分寺の各デイサービスセンターにおいて、生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話や機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持や、家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。

また、老朽化等による利用者の減少傾向を改善するため、香川デイサービスセンターを建て替え、令和6年度当初のサービス開始を目指します。



(オ) 指定介護予防通所介護相当サービス事業・指定通所型サービスA事業

要支援状態の方が自立した日常生活を営むことができるよう、通所により必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことで利用者の生活機能の維持・向上を図ります。

(力) 指定訪問入浴介護事業



要介護状態となっても、可能な限り自宅で自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居室に介護専用浴槽を持ち込み、入浴サービスを行うことにより、身体の清潔の保持、身体機能の維持等を図ります。

(キ) 要介護認定調査

高松市の委託を受けて、介護保険給付の要件である要介護状態又は要支援状態にあるかどうか確認するため、調査員が家庭等を訪問し、公平公正に調査を行います。



(ク) 指定訪問看護事業・指定介護予防訪問看護事業（医療保険含む）



病気や障がいがあっても、可能な限りその居宅において、安心して日常生活を営むことができるよう、主治医の指示や連携のもとに看護師等が自宅を訪問し、病状観察や看護処置、日常生活の支援、日常生活動作の訓練、介護方法の指導・相談などを行うことにより、家族を含めた在宅療養を支援します。

ケ 障害福祉サービス関連事業

(ア) 指定居宅介護事業

障がい者等（身体・知的・精神障がい者・障がい児・難病等対象者）が居宅において自立した日常生活が送れるよう、入浴、排せつ及び食事等の介護や調理・洗濯・掃除等の家事、生活に関する相談・助言その他の生活全般にわたる援助を行います。

(イ) 指定重度訪問介護事業

常時介護を要する重度の肢体不自由又は重度の知的障がい、若しくは精神障がいにより、行動上著しい困難を有する障がい者が、居宅において自立した日常生活を送れるよう、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活に関する相談・助言その他の生活全般にわたる援助を行います。

(ウ) 指定同行援護事業

移動に著しい困難を有する視覚障がい者等が、居宅において自立した日常生活が送れるよう、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供・移動の援護・排せつ・食事等の介護その他の外出時に必要な援助を行います。

(エ) 指定移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等が居宅において自立した日常生活を送れるよう、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ・食事等の介護その他の外出時に必要な援助を行います。



(オ) 指定計画相談支援事業

障がい者が地域で自立した生活を支えるため、サービス等利用計画の作成及び支給決定後のサービス等利用計画の見直しや、一定期間ごとのモニタリングを行うなどの支援を行います。

4 施設の管理運営及び支所活動の推進

■本所



福祉コミュニティセンター高松

西館



福祉コミュニティセンター高松

東館

■支所



塩江支所



牟礼支所



庵治支所



香川支所

香川社会福祉センター



香南支所

香南社会福祉センター



国分寺支所

国分寺社会福祉センター

○福祉センター等の管理運営

地域住民のニーズに応じた福祉サービスや福祉情報の提供等を行うなど、本会が地域住民と連携して地域福祉活動を推進していくための活動拠点として、福祉コミュニティセンター高松（西館、東館）、香川社会福祉センター、香南社会福祉センター及び国分寺社会福祉センターの円滑な管理運営を行います。

○支所活動の推進

塩江・牟礼・庵治・香川・香南及び国分寺各支所が、引き続き地域住民にとって身近な存在となるよう、支所活動を積極的に推進します。